七　［略］

八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、統合作戦副司令官、統合作戦司令部幕僚長、統合作戦司令部作戦部長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長及び自衛隊福岡病院長

九・十　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方総監部組織規則の一部改正）

第五条　地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（厚生課）	（厚生課）
第六条　厚生課においては、次の事務をつかさどる。	**第六条**　厚生課においては、次の事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　隊員の恩給、退職手当及び災害補償に関すること。	三　隊員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関すること。
四・五　［略］	四・五　［同上］
（副官）	（副官）
第二十三条　舞鶴地方総監部及び呉地方総監部に、それぞれ所要の副官を置く。	**第二十三条**　舞鶴地方総監部、大湊地方総監部及び呉地方総監部に、それぞれ所要の副官を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	七　［同上］
（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）	八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長及び自衛隊福岡病院長
第六条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。	九・十　［同上］

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　航空支援集団司令部（第二十条―第二十九条の十五）	第二章　航空支援集団司令部（第二十条―第二十九条の十四）
第三章～第七章　［略］	第三章～第七章　［同上］
附則	附則
（法務官）	（法務官）
第十八条の二　航空総隊司令部に法務官一人を置く。	**第十八条の二**　航空総隊司令部に法務官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　法務官は、航空総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。	3　法務官は、航空総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
［号を削る。］	一‖訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
一・二　［略］	二・三　［同上］
（法務官）	（法務官）
第二十九条の十四　航空支援集団司令部に法務官一人を置く。	**第二十九条の十四**　航空支援集団司令部に法務官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　法務官は、航空支援集団司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。	3　法務官は、航空支援集団司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
［号を削る。］	一‖訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
一・二　［略］	二・三　［同上］